

京都市立芸術大学芸術資源研究センター運営委員会規程

(平成26年2月24日理事長決定)

(平成27年3月27日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市立芸術大学学則第48条の規定に基づき、京都市立芸術大学芸術資源研究センター（以下「芸資研」という。）の運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関する事項を定める。

(構成員)

第2条 運営委員会は、芸術資源研究センター所長（以下「所長」という。）、芸術資源研究センター副所長（以下「副所長」という。）及び次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 芸術資料館長
- (3) 日本伝統音楽研究センター所長
- (4) 情報管理主事
- (5) 専任研究員
- (6) 兼担教員
- (7) 所長が指名する事務局の職員

(所長及び副所長)

第3条 所長は運営委員会を招集し、その議長となる。

2 所長は、運営委員会の構成員の半数以上の要求があるときは、速やかに運営委員会を招集しなければならない。

3 副所長は所長を補佐し、所長があらかじめ定めた順序により、所長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 運営委員会は、その構成員の過半数が出席しなければ会議を開き、又は議決する

ことができない。

- 2 出張その他の事由により、引き続き6ヶ月以上運営委員会に出席できない者は、構成員の数に算入されない。
- 3 議事は、別に定める場合を除くほか、出席した運営委員会の構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事)

第5条 運営委員会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 芸資研の教育研究についての専任研究員等の業績審査及び法人が自ら行う点検及び評価に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、芸資研の運営に関する重要事項
- 2 運営委員会は、前項に定めるもののほか、学長及び所長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- (1) 中期目標について市長に述べる意見及び年度計画の策定に関する事項のうち、教育研究に関するもの
 - (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、教育研究に関するもの
 - (3) 教育研究に関する予算の提案に関する事項
 - (4) 大学、芸資研その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項のうち、教育研究に関するもの
 - (5) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に関する重要な法人の規程の制定又は改廃に関する事項
 - (6) 学長から所長に付議された専任研究員等の人事に関する事項
 - (7) 所長、副所長及び芸資研から選出する教育研究審議会委員等の候補者の選出に関する事項
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項
- 3 前各項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員以外の出席)

第6条 所長が必要と認めた場合は、委員以外の者にも出席を求め、意見を聞くことができる。

(議事録)

第7条 運営委員会の議事の要項は、議事録に記録する。

(審議資料等の公開)

第8条 運営委員会に係る審議資料、議決事項及び議事録については、原則として公開する。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、全部又は一部を非公開とすることができる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教育研究審議会の審議を経なければいけない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の議事の手続き及び運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、所長が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日理事長決定）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。